

## 報 告 事 項

各 部 局 長  
会 計 管 理 者  
各行政センター所長

総 務 部 長

令和元年東日本台風にかかる追悼について（依頼）

このことについて、令和元年 10 月 13 日未明に本市を通過した令和元年東日本台風は、大きな災害をもたらし、本市においても、6 名の尊い命が犠牲となりました。

つきましては、本市では犠牲者に対する哀悼の意を表するとともに、市民の尊い命を守るため、防災の決意を新たにすることを目的に、半旗掲揚及び黙とうによる弔意の表明について、下記により実施願います。

併せて、所管の出先機関（公共施設）及び所属職員に対し、周知願います。

## 記

## 1 半旗掲揚及び黙とうの実施日

令和 6 年 10 月 13 日（日）

## 2 半旗掲揚

- (1) 以下の施設において、弔意を表す半旗掲揚を実施してください。
  - ・市役所本庁舎
  - ・各行政センター
  - ・国旗を掲げる施設
- (2) 複合施設等で、同じ建物内で施設ごとに開館状況が異なる場合等においては、当日に開館する施設の職員が実施するなど、対応をお願いします。
- (3) 半旗掲揚は、天候状況等から国旗の掲揚が可能な場合に実施してください。

## 3 黙とうの実施・呼びかけ

## (1) 館内放送の実施

10 月 13 日（日）正午、開館しており、放送設備があり、放送が施設利用者の妨げにならない施設において、放送原稿を参考に、職員・市民に黙とうを呼びかけてください。

また、業務に支障のない職員は、施設内放送（放送原稿参照）に合わせて、1 分間の黙とうを行ってください。それ以外は、当該時刻において各自で 1 分間の黙とうをお願いします。

## 【放送原稿】

総務法務課から、ご来庁の市民の皆様、職員の皆さんにお知らせいたします。

本日、10 月 13 日で、令和元年東日本台風の発生から 5 年を迎えました。

本市においても 6 名の尊い命が犠牲になりました。

犠牲になられた方々に対し、哀悼の意を表し、御冥福をお祈りするため、

また、防災の決意を新たにするため、これより、1 分間の黙とうをお願いいたします。

黙とう。

（1 分経過後）

黙とうを終わります。

～チャイム～

**(2) その他市民に対する黙とうの呼びかけ（参考）**

- ア 10月13日（日）の午前11時45分頃に、防災行政無線により、市民に対し、黙とうを呼びかける放送を行います。
- イ 市の公式LINE・Facebookで、当日の黙とうの実施を呼びかけます。
- ウ 報道機関への投げ込みを行います。

事務担当：総務法務課総務管理係 大和田 Tel924-2031